平成２９年（フ）第２２９号
佐賀市川副町大字福富15番地27
破産者　有限会社樋口青果
1　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
2　一般調査期日　平成30年８月16日午後１時30分
平成30年５月29日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７７５９号
東京都新宿区新宿１丁目９番４号　中公ビル
破産者　株式会社週刊住宅新聞社
1　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
2　一般調査期日　平成30年９月25日午前11時
平成30年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川団地３－202、前住所三重県四日市市笹川４丁目106番地１
破産者　渡瀬　長嗣
1　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月７日午前10時
平成30年５月31日
津地方裁判所四日市支部破産係

破産管財人変更

平成３０年（フ）第８３号
宮崎市清武町加納乙62番地58
破産者　福良　康麿
破産管財人　日野　直彦が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
平成30年５月25日　　宮崎地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２９年（フ）第１７２３号
大阪市福島区玉川１丁目２番８号
破産者　株式会社吉徳
1　期日　平成30年７月23日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２０号
高知県土佐清水市三崎浦２丁目12－９、開始決定時大阪市福島区玉川１丁目２番８号
破産者　木村　貞夫
1　期日　平成30年７月23日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２１号
高知県土佐清水市三崎浦２丁目12－９、開始決定時大阪市福島区玉川１丁目２番８号
破産者　木村　恭子
1　期日　平成30年７月23日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第８号
静岡県藤枝市上青島177番地の３
清算株式会社　株式会社解夏
代表清算人　赤堀　信夫
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第３号
東京都東久留米市弥生１丁目１番37号
清算株式会社　株式会社ＭＣＣ
代表者代表清算人　橋本　博房
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
協定債権の総額を各協定債権者の債権額で除し、各協定債権者の協定債権総額に対する割合を計算したうえで、清算株式会社の残余財産をもって、各協定債権者に対し、按分に弁済する。弁済時に協定債権額と弁済額との差額について全額免除を受ける。
第３　各協定債権者への弁済案
1　平成30年３月23日現在における各協定債権者の協定債権額と協定債権総額に対する割合は、以下のとおりである。
⑴　協定債権総額3953万7883円
⑵　各協定債権者の協定債権額と協定債権総額に対する割合
①　株式会社東京システムコーポレーション
協定債権額3630万7502円
協定債権総額に対する割合91.8パーセント
②　橋本博房
協定債権額323万0381円
協定債権総額に対する割合8.2パーセント
2　清算会社の残余財産
平成30年３月23日現在における清算会社株式会社ＭＣＣの残余財産は以下のとおりである。
⑴　現金7375円
⑵　預金36万4340円
合計37万1715円
3　各協定債権者への弁済案
第１及び第２で記載した協定条項によれば、各協定債権者への弁済案は以下のとおりとなる。
⑴　清算会社株式会社ＭＣＣは、協定債権者株式会社東京システムコーポレーションに対し、34万1345円を支払う。
⑵　清算会社株式会社ＭＣＣは、協定債権者橋本博房に対し、３万0370円を支払う。
以上
東京地方裁判所立川支部民事第４部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成３０年（再）第１号
京都市伏見区向島橋詰町787番地ノ１
再生債務者　向島酒造株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　普通株式34万2000株（発行済株式全数）
2　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　1710万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式179株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から２週間
8　増加する資本金の額　895万円
9　増加する資本準備金の額　０円
平成30年５月29日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号
和歌山県紀の川市桃山町調月2506番地
再生債務者　紀泉開発株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成30年５月28日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１３号
長野県中野市大字片塩85番地15
再生債務者　芝池　保明
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月２日から平成30年７月９日まで
長野地方裁判所民事部再生係